

申請手続き等について

普通財産売払申請書を受付する期間

下記の期限までに提出のあった普通財産売払申請書を有効とします。

平成30年3月1日(木曜日)から平成30年6月15日(金曜日)まで

受付は、土・日曜・休日を除く、8時30分(初日は9時30分)から12時、13時から17時15分(最終日は17時00分)までの間となります。

(注1) 申請にあたり、当該物件の売払相手方が既に決定している場合がありますので、その際にご容赦願います。

(注2) 受付開始日前に到着した普通財産売払申請書は受付できませんので、ご注意願います。

(注3) 同一物件に対し、複数の申請者の代理を同一人が同時にすることはできませんので、ご注意願います。

(注4) 普通財産売払申請書を受付する期間については、都合により変更する場合がありますので、あらかじめご了承ください。

契約相手方の決定方法

1. 買受希望者は、あらかじめ北海道財務局のホームページ「すぐに購入できる物件」ページ、もしくは北海道財務局(未利用財産処理班)又はお近くの財務事務所・出張所の管財課から『普通財産売払申請書』と『誓約書』を入手し、必要事項を記載・押印(印鑑登録印)のうえ、下記書類とともに希望の物件を所管する契約担当課に提出してください。

- ・ 個人の場合は、印鑑証明書を1通、住民票抄本(個人番号(マイナンバー)の記載のないものに限る)を1通(発行後3ヵ月以内のもの)
- ・ 法人の場合は、印鑑証明書を1通、現在事項全部証明書を1通(発行後3ヵ月以内のもの)、『役員一覧』(現在事項全部証明書に記載されている役員全員について記載)

2. 各物件について先着者1名のみ受付します。提出された普通財産売払申請書の必要事項・上記書類を審査のうえ、要件を満たしている申請書の提出者を契約相手方と決定します。

ただし、8時30分前(初日は9時30分前)又は12時から13時までの間に同一物件に対する普通財産売払申請書の持参者が複数名いる場合は、抽選により先着者を決定します。

3. 郵送によって普通財産売払申請書を提出する場合は、簡易書留郵便により提出してください。

なお、郵送による提出の場合、普通財産売払申請書は契約担当課に到着した日の最終受付扱いとなりますので、ご注意ください。

『普通財産売払申請書』を提出できる者の資格等

1. 個人及び法人とします。
2. 個人にあつては、予算決算及び会計令第70条に規定する契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者は単独での申請資格はありません。また、契約の履行に当たり不正な行為をした者等、予算決算及び会計令第71条の規定に該当する者は、申請資格はありません。
3. 国有財産法第16条に規定する国有財産に関する事務に従事する者は、申請資格はありません。
4. 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団及び警察当局から排除要請がある者に該当する場合は、申請資格はありません。

(注) 上記の資格について確認を行う場合がありますので、契約相手方として決定するまでに若干の期間を要します。資格の確認が完了し、契約相手方として決定した場合は、売払決定通知を送付します。

また、上記の提出書類に虚偽の記載があるもの並びに上記の申請資格のない者が行った申込みは無効とし、その旨を通知します。

売買契約締結の時期

1. 当局が契約相手方の決定を通知した日の翌日から起算して30日以内(30日目が土・日曜及び休日となる場合には直前の開庁日まで)に売買契約を締結していただきます。

2. 物件番号30番及び31番については、農地法の適用を受ける物件(登記地目が「畑」)のため、契約相手方決定後、売買契約締結前に江別市農業委員会に対して、農地法第3条第1項に定める所有権移転の許可申請又は農地法第5条第1項第6号に定める農地転用届(以下、「許可申請等」という。)が必要となります。

このため、当局との連名で、契約相手方決定後、すみやかに許可申請等を行い、許可後又は届出受理後、平成30年7月31日(火曜日)までに売買契約を締結していただきます。

なお、農業委員会への許可申請等の提出は、先着者に行っていただきますので、申請受付日時等をあらかじめ江別市農業委員会にご確認ください。

売買代金の支払方法等

1. 契約締結と同時に、売買代金全額を現金又は小切手で納付していただく方法。
2. 契約締結の際に「売払価格の1割以上(円未満切上げ)の金額」を契約保証金として納付していただき、残額を別途送付する納入告知書により契約締結の日を含めて20日以内(20日目が土・日曜及び休日となる場合には直前の金融機関の営業日まで)にお支払いいただき、残額の納付が確認された後に契約保証金を売買代金に充当する方法があります。
契約保証金の納付については、現金の持参又は各契約担当課において指定する金融機関の口座への振込みによる方法がありますので、あらかじめ各契約担当課にご確認ください。
なお、3月中に契約保証金を納付して売買契約を締結する場合、契約保証金を売買代金に充当することができませんので、国が発行する納入告知書により売買代金全額を契約締結の日を含めて20日以内に支払っていただきます。この場合において、契約締結に際し納付された契約保証金は、売買代金の支払いを確認した後、後日還付します。
契約保証金を納付した後、期限内に残額をお支払いいただけなかった場合には、契約保証金は国庫に帰属します。
3. 売買契約書(国が保管するもの1部)に貼付する収入印紙、所有権移転登記に必要な登録免許税等、売買契約の締結及び履行に関して必要な費用は買受人の負担となります。

契約内容の公表

契約を締結した場合は、その内容(物件所在地、登記地目、数量、契約年月日、契約金額、個人・法人の区分、法人にあってはその業種)を公表します。

その他

1. 物件は、現状有姿(あるがままのすがた)での引渡しとなります。従って、当該土地に設置されている鋼管柵、現地看板のほか、その他工作物や樹木等が存在する場合であっても、そのままの引渡しとなります。
2. 買受希望者は、物件調書・図面のほか、必ず現地をご確認いただき、諸規制の状況等も事前調査のうえ、申請書を提出してください。
また、工作物や樹木の越境等については、主なものを概要図に記載していますが、現況と相違している場合、現況が優先し、契約後も現況のままの引渡しとなります。
なお、物件調書・図面は北海道財務局のホームページのほか、北海道財務局(未利用財産処理班)及び各財務事務所・出張所の管財課で閲覧することができます。
3. 売買代金の納付が行われたときに所有権の移転があったものとし、物件を引き渡したものとします。(現地での引渡しは行いません。)
4. 所有権移転登記は国が行います。また、登記は売買契約の買受人名義で行い、中間省略登記はできません。
(未登記の建物に係る表題登記及び保存登記は行いませんので、購入者自らが行ってください。)

契約担当課は次のとおりです。

局	北海道財務局 管財部 第2統括国有財産管理官(未利用財産処理班) 札幌市北区北8条西2丁目 札幌第1合同庁舎 10階	TEL 011-709-3106(直通)
函館	函館財務事務所 管財課 函館市新川町25番18号 函館地方合同庁舎 6階	TEL 0138-23-8445(代表)
旭川	旭川財務事務所 管財課 旭川市宮前1条3丁目3番15号 旭川地方合同庁舎 西館5階	TEL 0166-31-4151(代表)
釧路	釧路財務事務所 管財課 釧路市幸町10丁目3番地 釧路地方合同庁舎 9階	TEL 0154-32-0701(代表)
帯広	帯広財務事務所 管財課 帯広市西5条南6丁目	TEL 0155-25-6381(代表)
小樽	北海道財務局 小樽出張所 管財課 小樽市港町5番2号 小樽地方合同庁舎 3階	TEL 0134-23-4103(代表)
北見	北海道財務局 北見出張所 管財課 北見市青葉町6番8号 北見地方合同庁舎 3階	TEL 0157-24-4167(代表)